

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00276626

2024年6月6日

発信課	総合政策部広報広聴課広報係
担当者	藤田
連絡先	電話 0166-25-5370
	FAX 0166-24-7833
	E-mail koho@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [○] 会議・説明会 [] その他 []
日程	令和6年6月6日 ~ 令和6年6月26日
発表項目 (行事名)	令和6年度YouTube動画制作業務についての公募型プロポーザルを実施します
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>1 趣旨 若年層をはじめとする市内外の幅広い世代に対し、本市への興味関心やシビックプライドの醸成を図るため、本市の様々な魅力や情報を動画を通じて発信し、また、定期的に継続して、本市公式YouTubeに動画を配信することで、本市公式YouTubeチャンネルの登録者数を増加させることを目的とし、動画制作業務を委託するものであり、受託業務に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式で特定する。</p> <p>2 公募型プロポーザルの日程 ○ 公募開始：令和6年6月6日(木) ○ 参加表明書提出期限：令和6年6月26日(水) ○ 資格確認通知：令和6年6月28日(金) ○ 企画提案書提出期日：令和6年7月9日(火) ○ ヒアリング日程(予定)：7月18日(木)</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

令和6年度 YouTube 動画制作業務
公募型プロポーザル実施要領

旭川市総合政策部広報広聴課

目 次

第1	目的.....	- 1 -
第2	業務概要.....	- 1 -
第3	契約担当部局.....	- 1 -
第4	参加資格要件.....	- 1 -
第5	参加表明手続.....	- 2 -
第6	企画提案書作成要領.....	- 2 -
第7	質疑応答等.....	- 4 -
第8	失格事項.....	- 4 -
第9	企画提案の審査方法及び評価基準.....	- 4 -
第10	契約に関する基本事項.....	- 6 -
第11	その他.....	- 7 -
第12	スケジュール.....	- 7 -
	(様式1) 参加表明書.....	- 13 -
	(様式2) 企画提案書.....	- 14 -
	(様式3) 質疑応答書.....	- 15 -

令和6年度 YouTube 動画制作業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和6年度 YouTube 動画制作業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

若年層をはじめとする市内外の幅広い世代に対し、本市への興味関心やシビックプライドの醸成を図るため、本市の様々な魅力や情報を動画を通じて発信し、また、定期的に継続して、本市公式 YouTube に動画を配信することで、本市公式 YouTube チャンネルの登録者数を増加させることを目的とし、動画制作業務を委託するものである。

本要領は、業務の履行に最適な者を受託候補者として特定するため、公募型プロポーザル方式において、一定の条件を満たす者の中から企画提案を受け、審査、評価及び受託候補者の特定の実施のために必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

1 業務名 令和6年度 YouTube 動画制作業務

2 業務内容

(1) 動画制作業務

本市の公式 YouTube に公開する動画を制作するに当たっての企画立案、撮影、編集等の一連の動画制作業務

(2) 市政情報に係る動画編集業務

(3) ショート動画制作

(1)及び(2)で制作した動画を1分以内に切り抜いたショート動画を制作し、成果品を市へ納品する。

3 業務要件 別添1のとおり

4 履行期間 令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

5 予算概要等

この業務に係る予算は2,409,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を予定していることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市総合政策部広報広聴課広報係

電話 0166-25-5370

FAX 0166-24-7833

e-mail koho@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の全ての要件を満

たしていること。

- (1) 令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目(3200)「広告代理等」、取扱品目(3207)「ビデオ制作」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類 参加表明書(様式1)
- (2) 提出期限 令和6年6月26日(水) 午後5時
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(必着)により提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年6月28日(金)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を送付する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 令和6年7月2日(火)までの旭川市の休日を定める条例(平成5年3月27日条例第3号)に定める休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(必着)により提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年7月4日(木)までに説明を求めた者に対し理由説明書を送付する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企

画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 業務の基本方針に関すること。

不特定多数の方に向けた動画共有プラットフォームである YouTube の特性を踏まえ、YouTube チャンネルを活用した動画制作業務を行うにあたっての基本的な考え方（コンセプト）及び実施方針に関すること。

(2) 審査課題に関すること。

別添 2 『令和 6 年度 YouTube 動画制作業務』に係る審査課題について」に基づき制作すること。

(3) 実施体制等に関すること。

業務の一部の再委託や本業務の受託に併せて雇用を予定している場合は、実施体制にその旨がわかるように明記すること。

ア 業務処理に係る組織体制及び手法

イ 業務に従事する者の氏名及び実務経験の経歴

ウ 業務の処理に係る機材配置、セキュリティ管理

(4) 法人としての業務実績に関すること。

動画制作の実施など、類似業務の契約実績について、実際に請け負ったことが証明できる書類（契約書の写しや契約履行実績証明書（様式は任意））を添付すること。

(5) 参考見積価格に関すること。

業務処理に関する参考見積価格と積算内訳について、第 2 の 2 の項目ごとの金額を示すこと。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式 2）に次の書類及びデータを添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙

ア A 4 判片面印刷でページの通し番号を付すこと。

イ 第 9 の 3 で示す(1)~(6)の評価基準に関わる内容の企画提案が記載されているページの目次を付けること。

(2) デモ映像

デモ映像データを動画ファイル形式「.mp4」に変換したものを USB メモリ等に収納し、提出すること。

(3) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

(1) 1(2)の企画書については、当該業務の処理に従事する者（1(3)イに記載された者）が作成すること。

(2) その他本プロポーザル実施要領等に定めのない事項については、市の指示に従うこと。

4 提出方法等

(1) 提出期限 令和 6 年 7 月 9 日（火） 午後 5 時

(2) 提出場所 第 3 に同じ

(3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

(4) 提出部数 9部(2(2)は1部)

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

1 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

(1) 提出書類 質疑応答書(様式3)

(2) 提出期間 令和6年7月5日(金)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 第3に同じ

(4) 提出方法 事前に電話連絡の上、電子メールにより提出すること。件名は「令和6年度YouTube動画制作業務企画提案に関する質問」とすること。

2 1の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している全ての者に対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

1 参加資格要件を満たしていない場合

2 提出書類に虚偽の記載があった場合

3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、令和6年度YouTube動画制作業務公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分間、質疑10分間の計30分間とする。

イ デモ映像は説明20分間の間で放映する。セッティングは担当部局で行い、セッティング時間はプレゼンテーション時間に含まない。

ウ プレゼンテーションは提出された企画提案書のみに基づいて行うこととし、企画提案追加資料の配付は禁止する。ただしパソコン・モニター等を用いたプレゼンテーションは可能とする。

※ 会場内にはモニター及び映像機材のみ用意する。その他必要な機材等は各自で用意すること。また、機材等のセッティング時間はプレゼンテーション時間に含まないが、審査会場に入室後、5分以内に完了すること。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別添3「評価基準」に基づき審査及び評価を行う。

(1) 業務の基本方針に関すること。【配点10点】

YouTubeチャンネルによる動画配信の目的と役割を理解するとともに、別添1「業務要件書」で示す内容や目的達成のために、業務の履行に当たっての明確な基本方針を持っているか。

(2) 審査課題に関すること。【配点55点】

ア YouTubeの特性を理解し、本業務の目的達成に対して効果的な企画内容となっているか。

イ オリジナリティや独創性が高い企画内容となっているか。

ウ テーマに適した素材（映像・音声）が使用されており、誰もが見やすい映像となっているか。

エ 動画への興味関心を引き付けるサムネイルになっており、テロップや効果音などを活用した、印象に残る動画編集がされているか。

(3) 実施体制等に関すること。【配点15点】

ア 業務処理に係る組織体制及び手法

業務を確実に履行するため、責任者や役割分担等が具体的に示されているほか、市の指示や要請に即時に対応できる組織体制及び手法が十分に整備、考慮されているか。

イ 業務に従事する者の氏名及び実務経験の経歴

業務を確実に履行するため、業務に従事する者が十分な実務経験を有しているか。

ウ 業務の処理に係る機材配置、セキュリティ管理

業務を確実に履行するための機材の配置や、情報の管理に係るセキュリティ対策が十分であるか。

(4) 法人としての業務実績に関すること。【配点5点】

映像制作や動画編集など、類似業務の契約実績があるか。

(5) 参考見積価格に関すること。【配点5点】

別添3「評価基準」で示す価格評価基準による。

(6) 地元優先発注に関すること【配点10点】

別添3「評価基準」で示す市内本支店の有無評価基準による。

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、審査項目ごとに各委員の評価点の平均点を算出し、その結果と客観的評価点（事務局が評価）を加算した合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この平均点の算出については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとし、小数点第3位以下を切り捨てる。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

企画提案者が1者の場合は、各委員が付けた評価点を基に、審査会の合議により受託候補者としての適否を総合的に判断する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内（休日を除く）に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

- 3 契約書作成の要否
要する。
- 4 支払条件
毎月後払いとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日等
参加表明書の提出	令和6年6月6日（木）～令和6年6月26日（水）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和6年6月28日（金）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日～令和6年7月9日（火）
ヒアリング等	令和6年7月18日（木）（予定） （企画提案書提出要請日と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和6年7月19日（金）（予定）
契約締結	令和6年8月1日（木）

業務要件書

1 業務名

令和 6 年度 YouTube 動画制作業務

2 履行期間

令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

3 業務目的

本業務は、若年層をはじめとする市内外の幅広い世代に対し、本市への興味関心やシビックプライドの醸成を図るため、本市の様々な魅力や情報を動画を通じて発信し、また、定期的に継続して、本市公式 YouTube に動画を配信することで、本市公式 YouTube チャンネルの登録者数を増加させることを目的とする。

なお、制作する動画は次の(1)～(3)に掲げるいずれかの効果が期待されるような内容とすること。

- (1) 本市の魅力をわかりやすく、かつ効果的に伝える。
- (2) 地元への愛着、シビックプライドの醸成を図る。
- (3) 本市への興味関心を図り、イベントの集客、観光客の増加に繋げる。

4 業務内容

(1) 動画制作業務

本市の公式 YouTube に公開する動画を制作するに当たっての企画立案、撮影、編集等の一連の動画制作業務

ア 作業内容

- (ア) 市が指定したテーマに沿った企画立案（企画内容は市との協議により決定）
- (イ) 取材先との撮影交渉及び日程調整
- (ウ) 取材及び撮影
- (エ) 動画編集
- (オ) サムネイル及びタイトル制作
- (カ) 成果品提出

イ 予定制作本数

毎月 1 本程度の動画を制作し、動画の尺は 1 本 8 分以上とする。

ウ ナビゲーターについて

ナビゲーターを 1 名配置し、このほかに企画内容に沿ったゲストを原則毎回配置する。なお、ナビゲーター及びゲストについては、市と協議の上選定し、出演料については、いずれも受託者の負担とする。

(2) 市政情報に係る動画編集業務

市のイベントなど、市職員が撮影した市政情報に係る動画を本市の公式 YouTube に公開するための動画編集業務

ア 作業内容

- (ア) 市職員が撮影した動画編集
- (イ) サムネイル及びタイトル制作
- (ウ) 成果品提出

イ 予定制作本数

3本程度。動画の尺は問わない。

(3) ショート動画制作

(1)及び(2)で制作した動画を1分以内に切り抜いたショート動画を制作し、成果品を市へ納品する。

5 取材及び撮影について

- (1) 受託者は取材及び撮影の際に、取材対象物の対象者（管理者）及び取材対象者に対し、インターネット等で公開されることを口頭で伝え、同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。
- (2) 事前に撮影場所や取材対象者への許諾が必要な場合は、原則として受託者がその手続きと交渉を行うものとする。
- (3) 撮影は、業務従事者及び第三者の安全に配慮し、原則2名以上で行うものとする。

6 動画編集について

- (1) 受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して制作するものとする。なお、録音・編集作業は受託者の事業所等で行うものとし、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 画像・音声鮮明に視聴できるように編集すること。
- (3) 動画の編集に当たっては、YouTubeの収益化ポリシーを遵守すること。
- (4) 編集した動画は、成果品の納入前に市による事前確認を行う。
また、事前確認において市から修正等の指示があった場合、受託者はその指示に従い、市との協議によって定めた日時までに修正を行わなければならない。

7 著作権の帰属

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を市に譲渡する。ただし、成果物に利用されている写真、イラスト、デザインその他の素材の著作権のうち、本業務と関係なく受託者又は第三者が保有している著作権については、市に譲渡しないものとする。この場合において、受託者は、市が当該著作権を本業務及び市の広報活動に使用することができるよう利用を許諾し、又は当該第三者から利用許諾を得るものとする。

8 成果品等の提出

- (1) 制作した動画の成果品は、YouTubeで配信可能なデータ形式及びDVD等に収納し、市が事前に指定するYouTube公開日の2日前までに納品すること。
- (2) 4(1)においては、撮影した素材データを収納したDVD等を納品すること。
- (3) 当該月の業務終了後、業務完了報告書を市に提出すること。

9 二次利用等

市は、動画を YouTube で公開するほか、市有施設内及び市が主催する事業等で放映することができる。

10 再委託の禁止

- (1) この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書で示す業務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

11 その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、市と連絡調整を行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (3) 市の信頼及び品位を損なうことがないように、細心の注意をはらうこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項並びに業務の内容及び処理方法について疑義が生じた場合には、市と受託者が誠意を持って協議し決定するものとする。

『令和 6 年度 YouTube 動画制作業務』に係る審査課題について

1 審査課題

(1) 企画提案書

「旭川の食の魅力」をテーマに、8分程度の若年層向けの動画制作を想定して、動画の企画提案書を作成してください。

(2) デモ映像

1 (1)のダイジェスト版動画（1分程度）を作成してください。

2 課題作成における留意事項

(1) 企画提案書

ア 企画意図・構成・動画タイトル等を記載してください。

イ 動画のサムネイル画像を添付し、動画への興味関心を引き付けるための工夫点やねらいを記載してください。

(2) デモ映像

ア 動画の尺は1分程度（50秒～1分10秒の間）としてください。

イ 記載内容に関して旭川市の各部署への問合せはしないでください。

ウ 写真、画像等の使用及び文章作成に当たっては、著作権その他の権利を侵害しないでください。

エ 店舗紹介や街頭インタビュー等を行わないでください。

評価基準

【評価基準】

令和6年度YouTube動画制作業務公募型プロポーザル

審査項目	評価割合
1 業務の基本方針に関すること。	10/100
YouTubeチャンネルによる動画配信の目的と役割を理解するとともに、「業務要件書」で示す内容や目的達成のために、業務の履行に当たっての明確な基本方針を持っている。	10
小計①	
2 審査課題に関すること。	55/100
(1) YouTubeの特性を理解し、本業務の目的達成に対して効果的な企画内容となっている。	15
(2) オリジナリティや独創性が高い企画内容となっている。	15
(3) テーマに適した素材（映像・音声）が使用されており、誰もが見やすい映像となっている。	10
(4) 動画への興味関心を引き付けるサムネイルになっており、テロップや効果音などを活用した、印象に残る動画編集がされている。	15
小計②	
3 実施体制等に関すること。	15/100
(1) 業務処理に係る組織体制及び手法 業務を確実に履行するため、責任者や役割分担等が具体的に示されているほか、市の指示や要請に即時に対応できる組織体制及び手法が十分に整備、考慮されている。	5
(2) 業務に従事する者の氏名及び実務経験の経歴 業務を確実に履行するため、業務に従事する者が十分な実務経験を有している。	5
(3) 業務の処理に係る機材配置、セキュリティ管理 業務を確実に履行するための機材の配置や、情報の管理に係るセキュリティ対策が十分である。	5
小計③	
4 法人としての業務実績に関すること。	5/100
映像制作や動画編集など、類似業務の契約実績がある	5
小計④	
5 参考見積価格に関すること。【客観的評価項目】	5/100
価格評価基準による。	5
小計⑤	
6 地元優先発注に関すること。【客観的評価項目】	10/100
市内本支店の有無評価基準による。	10
小計⑥	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	100/100

・価格評価基準【客観的評価項目】

※ 価格評価は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上、（最低見積価格 + A）未満	→ 5点
（最低見積価格 + A）以上、（最低見積価格 + A × 2）未満	→ 3.75点
（最低見積価格 + A × 2）以上、（最低見積価格 + A × 3）未満	→ 2.5点
（最低見積価格 + A × 3）以上、（最低見積価格 + A × 4）未満	→ 1.25点
（最低見積価格 + A × 4）以上、予算額以下	→ 0点

・市内本支店の有無評価基準【客観的評価項目】

※ 次の4区分とする。

・市内（旭川市内に本店がある者）	→ 10点
・準市内（市内、近隣8町の区分のいずれにも該当しない者で、旭川市内に支店等があり、その支店長等に契約手続等について年間委任している者。又は市内の支店等で旭川市民を雇用しており準市内の認定を受けた者）	→ 7.5点
・近隣8町（鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町又は美瑛町に本店がある者）	→ 5点
・市外（市内、準市内、近隣8町の区分のいずれにも該当しない者）	→ 2.5点

(様式1)

参加表明書

令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

業務名 令和6年度YouTube動画制作業務

令和6年 月 日に公募のあった上記業務に係る公募型プロポーザルについて参加したいので、次の書類を添えて申込みます。

なお、すべての参加資格要件を満たしていること、及び参加表明に必要な添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類名	添付の有無
(例：業務履行実績調書)	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無
	有 ・ 無

旭川市受付印

申請担当者役職・氏名

連絡先 TEL

FAX

e-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

(様式2)

企画提案書

令和 年 月 日

(あて先) 旭川市長

提出者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業務名 令和6年度YouTube動画制作業務

標記業務について、次の書類を添えて申し込みます。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案書別紙
- 2 その他必要な書類

提出担当者役職・氏名

連絡先 TEL

FAX

e-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

(様式3)

質 疑 応 答 書

(あて先) 旭川市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

質問年月日 令和 年 月 日

業務名	令和6年度YouTube動画制作業務
質 疑 事 項	回 答 事 項

※提出期限内に、事前に電話連絡の上、電子メールで提出してください。

件名は「令和6年度YouTube動画制作業務企画提案に関する質問」としてください。